

**青の煌めきあおもり障スポ（第25回全国障害者スポーツ大会）リハーサル大会
兼 第25回全国障害者スポーツ大会北海道・東北ブロック地区予選会
車いすバスケットボール競技実施要領**

1 競技規則

令和8（2026）年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本パラスポーツ協会制定）によるもののほか、同年度の一般社団法人日本車いすバスケットボール連盟競技規則及びこの要領の定めるところによる。

2 チーム

- (1) チームの構成は、コーチ1名、アシスタントコーチ1名、マネージャー1名及び選手12名以内とする。ここでいうコーチとは、ゲーム中に実際にチームを指揮する者を指す。
- (2) コーチ、アシスタントコーチ又はマネージャーが選手を兼ねる場合は、選手名簿に登録されていなければ選手として出場できない。この場合、選手の数、選手を兼ねるコーチ、アシスタントコーチ、マネージャーを含めて12名以内とする。
- (3) 男女混合のチーム構成も可とする。なお、女子選手が大会に出場する場合には、コート内（5人）のプレイヤーの持ち点合計より女子選手1人につき1.5点を減算する。ただし、コート内でプレーする女子選手の減算は2人までに適用する。

3 競技方法

- (1) 試合は、青森県チームを除くトーナメント方式で行う。また、トーナメント戦以外に、青森県チームを含む交流戦を実施する。
- (2) トーナメント戦は、10分のクォーターを4回行うものとし、第1クォーターと第2クォーター及び第3クォーターと第4クォーターの間にそれぞれ2分のインターバルをおく。第2クォーターと第3クォーターの間に10分のハーフタイムをおく。
- (3) 交流戦は、10分のクォーターを2回行うものとし、第1クォーターと第2クォーターの間に2分のインターバルをおく。第2クォーターには、一般社団法人日本車いすバスケットボール連盟競技規則の第4クォーターのルールを適用する。ただし、第2クォーター終了時に同点の場合は勝敗を決しない。

4 服装等

- (1) ユニフォームは、1に定める一般社団法人日本車いすバスケットボール連盟競技規則に準ずるものとする。
- (2) 出場選手は、濃色と淡色（白色が望ましい）の2種類のユニフォームを用意し、原則として組合せ番号の若いチームが淡色（白色が望ましい）のユニフォームを着用すること。ただし、2試合目以降については、両チームの協議により、ユニフォームの色の濃淡を変更することができる。
- (3) 背番号は、0、00及び1から99までの番号を使用し、審判とスコアラーにはっきりと分かるように付けること。

- (4) その他、出場選手が競技中に身につけられるものについても、4の(1)に定める規則に準ずるものとする。

5 試合球

試合球は、公益財団法人日本バスケットボール協会検定7号球（モルテンB7G5000）とし、主催者が用意する。

6 組合せ

組合せは、令和8（2026）年2月（予定）に開催するプログラム編成会議において、主催者が関係者立会いの下で代理抽選を行い、決定する。

7 出場選手の持ち点の確認及び競技用車いすの検査

出場選手は、大会当日に一般社団法人日本車いすバスケットボール連盟発行の「選手登録証及び持ち点カード」又は「仮カード」により、補装具等の確認を受けるとともに、競技用車いすの検査を受けること。

8 チームベンチ

チームベンチは、組合せ表の番号が若いチームをオフィシャル・テーブルに向かって右側とする。

9 開始式・表彰式

- (1) 開始式は、競技開始前に競技会場で行う。
- (2) 表彰式は、競技終了後に競技会場で行う。

10 出場権

この大会の優勝チームは、第25回全国障害者スポーツ大会への出場権を得る。

11 その他

- (1) 開始式の前に監督会議を行う。なお、監督会議の時間及び場所は別途通知する。
- (2) 開始式、表彰式に参加する選手は、原則として、ユニフォーム又はジャージのいずれかをチームで統一して着用の上、競技用車いすで参加すること。
- (3) 競技場内には、チームベンチエリアに入る者のほか、主催者が認めた者以外は入ることができない。ただし、車いす使用者及びその介助者等は、指定された場所で観覧及び応援することができる。
- (4) チームスタッフとは別にトレーナーを帯同しているチームは、決められた位置にトレーナー1名を待機させることができる。なお、トレーナーは参加申込時に登録した者に限る。このトレーナーは、実際に施術ができる者とし、パラスポーツトレーナーの有資格者であることが望ましい。
- (5) 会場内の秩序については、競技役員の指示に従うこと。
- (6) 練習球は、各チームで用意する。
- (7) 練習は定められた場所で安全に留意し、主催者の指示に従って行うものとする。
- (8) 荒天時ほか不測の事態が生じた場合の取扱いは、主催者において別途決定する。